

# 一般事業主行動計画

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

### 2. 内容

#### <目標1>

子育てを行う労働者等の職業生活環境と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備

#### <対策>

- ① 育児休業期間中、代替要員を確保する措置を講ずる。
- ② 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

#### <目標2>

所定外労働の削減のための措置の実施

#### <対策>

- ① 定時間日の徹底を図る。
- ② 一人ひとりの業務の見直しを行い、合理化・簡素化を行う。

#### <目標3>

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

#### <対策>

- ① プライベートホリデー（PH）の実施をする。
- ② 時間休制度の積極的利用をはかる。